

調 査 意 見 書

受理番号 106-119		学校 高等学校		教科 商業	種目 ビジネス基礎	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準	判 定	
	ページ	行					
1	4	囲み	「工夫 3」の表題の「ユニバーサルフォント」	表記が不統一である。 (4ページ囲み「工夫 3」の本文の「ユニバーサルデザイン(UD)フォント」)	3-(4)		
2	19		「商業の学びアプリ」	脱字である。 (「商業の学びアプリ」のリンク)	3-(2)		
3	30	囲み	「地球温暖化が起こるしくみ」の「温室効果ガス」の吹き出しの「一酸化炭素」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一酸化炭素が温室効果ガスであるかのように誤解する。)	3-(3)		
4	32	グラフ	「各国の食料自給率の推移」の1970年のイギリスの値	生徒にとって理解し難い表現である。 (出典の値と異なる。)	3-(3)		
5	69	側注	「生産者に関する情報の例」のイラストの「みかんの旬は夏です。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (みかんの旬について)	3-(3)		
6	76	11 - 14	ものとサービスには…三つの違いがあります。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ものとサービスの違いが断定的に過ぎる。)	3-(3)		
7	80	11 - 14	そのため、製造業も「つくって売って終わり」ではなく…新しいビジネスのしくみも考えなくてはなりません。	生徒にとって理解し難い表現である。 (80ページ9行目から11行目のシェアリングエコノミーの記述との関係が分からず、80ページ側注＊2のサブスクリプションの記述との関係が整理されておらず文意が理解し難い。)	3-(3)		
8	80	24	片目をふさがずに訓練ができます	生徒にとって理解し難い表現である。 (片目をふさぐことと視力の訓練との関係が分からない。)	3-(3)		
9	85	1	「総合スーパー」の英文の「Genera」	誤記である。	3-(2)		
10	85	29	「松阪」のルビの「まつざか」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (読みについて)	3-(3)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 106-119		学校 高等学校		教科 商業	種目 ビジネス基礎	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定	
	ページ	行					
11	86	23 － 24	右段「また、おにぎりを温めるといった独自のサービスが支持を集めています。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。)	3-(3)		
12	89	囲み	「事例 16」の写真の説明文の「劇場に出演する漫才コンビ…商業高校を卒業している。」	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。	2-(13)		
13	105	25 － 27	左段「日本テレビ、TBS、フジテレビ、テレビ朝日、テレビ東京という民放キー局は…テレビ番組を配信しています。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (民放キー局のみが配信をしていると誤解する。)	3-(3)		
14	109	3 － 4	飲食サービス業、娯楽業、宿泊業は、顧客と対面して接客を行うことを主とするサービスを提供します。	生徒にとって理解し難い表現である。 (110ページ4行目の飲食サービス業、15行目から16行目の娯楽業、111ページ2行目から3行目の宿泊業の記述との関係が分からない。)	3-(3)		
15	109	21 － 22	「安全」では、清掃を行うキャストがなぜ立ってふき掃除をするのかを伝えています。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「立ってふき掃除をする」とことと「安全」ととの関係が分からない。)	3-(3)		
16	110	21 － 23	日本のアニメは海外でも認知されており、外国人観光客が作品の舞台となった場所を観光する「聖地巡礼」を行っています。	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の内容と娯楽業との関係が分からない。)	3-(3)		
17	110	24	「店舗を持たないレストラン」の「レストラン」 以下、110ページ左段27行目、左段28行目「客席のないレストラン」の「レ	生徒にとって理解し難い表現である。 (110ページ6行目から7行目ではレストランを「店舗で飲食を提供する店」としており相互の関係が分からない。)	3-(3)		
			ストラン」も同様。				
18	138	囲み	「コラム 29」の「OECD加盟各国の平均賃金」のグラフの全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (国名等が整理されておらず理解し難い。)	3-(3)		
19	141	写真	(スマートフォンの画面の二次元コード)	生徒にとって理解し難い表現である。 (特定のウェブサイト誘導するコードを掲載しており理解し難い。)	3-(3)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 106-119		学校 高等学校		教科 商業	種目 ビジネス基礎	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準	判 定	
	ページ	行					
20	145	表	「5 代金決済方法の決め方」の表の「掛け払い」の説明文の1行目「締切日」のルビの「ていけつび」	誤記である。	3-(2)		
21	154	図	「1 電子記録債権の発生」の図の全体	生徒が誤解するおそれのある図である。 （記述の手続きで電子記録債権の発生が記録されるかのように誤解する。）	3-(3)		
22	155	図	「3 電子記録債権の譲渡」の図の全体	生徒にとって理解し難い図である。 （A商店とC商店の間で電子記録債権を譲渡する理由が分からない。）	3-(3)		
23	156	囲み	「カード式の電子マネーの決済動向」のグラフの全体	生徒にとって理解し難い表現である。 （横棒グラフの長さや値が理解し難い。）	3-(3)		
24	160	16	「フラッシュ暗算問題動画」及び「QR」マーク 以下、5ページ囲み「フラッシュ暗算問題動画」の全体も同様。	フラッシュ暗算は図書の内容と密接な関連を有していない。 （「概数と概算」と密接な関連を有していない。）	2-(18)		
25	160	19	概算は暗算ですばやく行えます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （断定的に過ぎる。）	3-(3)		
26	190	18 － 25	その東川町の代表的なイベントが「写真甲子園」です。…写真甲子園の開催などをきっかけに移住者も増えています。	生徒にとって理解し難い表現である。 （写真甲子園を代表的なイベントとする理由が分からず、写真甲子園の開催と移住者の増加の関係が分からない。）	3-(3)		
27	191	14	サステナビリティ 以下、191ページ17行目「サステナブル」、25行目及び26行目「サステナビリティ」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 （観光地経営における「サステナビリティ」「サステナブル」が何を示すのかが分からず、本文の記述との関係が分からない。）	3-(3)		
28	194	24 － 25	こうした取り組みは、その土地の店舗でのみ購入できます。	生徒にとって理解し難い表現である。 （文意が理解し難い。）	3-(3)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 106-120		学校 高等学校		教科 商業	種目 ビジネス基礎	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定
	ページ	行				
1	表見返iv	写真	「自動運転車」のハンドルのマーク 以下、表見返vi「バイオマス発電所」の「福島いわきバイオマス発電所」, 17ページ囲みの左写真の「ファミマ」	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
			も同様。			
2	目次4	囲み	「QRコンテンツについて」の「専用ページにアクセスすることで」	図書の内容と密接な関連を有していない。 (「専用ページ」が示されていない。)	2-(18)	
3	11	18 - 20	そして、わが国がめざす未来社会 Society5.0では新たなビジネスチャンスが生まれ、ビッグデータやAIを活用し、持続可能なビジネスモデルを構築することが求められる。	生徒にとって理解し難い表現である。 (文意が理解し難い。)	3-(3)	
4	11	側注④	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより…人間中心の社会 (Society)である。	生徒にとって理解し難い表現である。 (文意が理解し難い。)	3-(3)	
5	13	側注	写真の説明文の「人型ロボット」	表記が不統一である。 (13ページ15行目「人間型ロボット」)	3-(4)	
6	24	囲み	「Point」の3行目「美化語」 以下、25ページ側注①「美化語」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (美化語の説明が無く理解し難い。)	3-(3)	
7	32	囲み	「Point」の2行目「フォーマル」の「オ」と「ー」の間の空白	誤植である。	3-(2)	
8	42	囲み	「Point」の2行目「具体的市場」「抽象的市場」	生徒にとって理解し難い表現である。 (42ページから43ページの本文に記述が無く理解し難い。)	3-(3)	
9	42	側注①	多数の売り手と買い手が集まって売買取引をおこなう実際の場所や施設のこと。中央卸売市場や金融商品取引所、朝市などがある。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (42ページ7行目から8行目に示す市場が記述の内容のみであるかのように誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 106-120		学校 高等学校	教科 商業	種目 ビジネ基礎	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定
	ページ	行				
10	42	側注②	単に取引のおこなわれる機能的領域のこと。石油市場…卸売市場と小売市場などに分類することもある。	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。	2-(13)	
11	43	14 - 15	価格の自動調整機能	表記が不統一である。 (43ページ6行目「価格の自動調節機能」)	3-(4)	
12	44	10 - 13	たとえば、限られた費用でどのような商品を新たに開発するのか、海外進出をする際はどの国にするのか…あらゆる場面で選択を迫られる。	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の内容をトレード・オフの関係とする理由が分からない。)	3-(3)	
13	47	側注	「富岡製糸場」の写真の説明文の「操糸所」「操糸機」	誤記である。	3-(2)	
14	61	8	紳士服小売業	生徒にとって理解し難い表現である。 (61ページ4行目「下の例は日本標準産業分類による」に照らして「紳士服小売業」とする理由が分からない。)	3-(3)	
15	70	囲み	「Point」の「自動販売販売」	誤記である。	3-(2)	
16	74	2 - 3	中央卸売市場は…生鮮食料品を円滑に流通させるため 以下、74ページ「Point」1行目、本文9行目、16行目、75ページ3行目、4行	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (中央卸売市場が生鮮食料品のみを扱うかのように読める。)	3-(3)	
			目から5行目「生鮮食料品」も同様。			
17	91	9 - 10	個人が登録をして、レストランの食事を家庭まで届ける宅配サービスなどがある。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「個人が登録をして」の文意が理解し難い。)	3-(3)	
18	103	側注①	図の「改善」の「Act」	表記が不統一である。 (103ページ9行目「Action」)	3-(4)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 106-120		学校 高等学校		教科 商業	種目 ビジネス基礎	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基準	判 定	
	ページ	行					
19	105	11 － 16	ソーシャル・マーケティングに取り組むことで…こうした活動はソーシャル・マーケティングの一つといえる。	生徒にとって理解し難い表現である。 (105ページ10行目から11行目「さまざまな社会的課題にマーケティングの手法で対応すること」に照らして、記述の内容をソーシャル・マーケティングとする理由が分からない。)	3-(3)		
20	117	6 － 8	具体的には、確定申告は…申告書を税務署に提出し、納付すべき法人税額を納税することになる。	生徒にとって理解し難い表現である。 (117ページ5行目から6行目の説明に照らして、文意が理解し難い。)	3-(3)		
21	117	囲み	「源泉徴収制度のしくみ」の図の右の「国・地方公共団体」の「地方公共団体」	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の理由が分からない。)	3-(3)		
22	119	側注⑤	請負労働者の場合、受注会社との間に指揮命令関係はない。	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の根拠が分からない。)	3-(3)		
23	122	5	などがある	脱字である。 (句点がない。)	3-(2)		
24	131	17 － 19	観光によるまちおこしにあたっては、DMO…交流人口や関係人口の増加をめざしている。 以下、131ページ側注②も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。)	3-(3)		
25	131	囲み	「訪日外国人旅行者数の推移」の吹き出しの「新型コロナ」	表記が不統一である。 (135ページ囲み「事例③」の1行目「新型コロナウイルス感染症」)	3-(4)		
26	131	囲み	「訪日外国人旅行者数の推移」の吹き出しの「2023年以降回復傾向にあり」	生徒にとって理解し難い表現である。 (131ページ囲み「訪日外国人旅行者数の推移」のグラフには2023年以降の値が無く理解し難い。)	3-(3)		
27	132	側注③	地域で生産された農林水産物を、その地域で消費すること。	生徒にとって理解し難い表現である。 (本文に照らして注を付する理由が分からない。)	3-(3)		
28	133	5 － 9	コミュニティビジネスは、地域の課題を解決するコミュニティ共通の価値を創造し…地域のビジネスではこうした考え方がますます重要になっていくと考えられる。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「コミュニティ共通の価値を創造」することと「商品やサービスの販売なども手がけて利益もめざす」ことの関係、「共通価値の創造(CSV)」の記述との関係が整理されておらず理解し難い。)	3-(3)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 106-120		学校 高等学校		教科 商業	種目 ビジネス基礎	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定	
	ページ	行					
29	135	側注②	2016年には観光客数が70万人を超えた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （初めて70万人を超えた年が2016年であるかのように読める。）	3-(3)		
30	147	側注②	「一定金額以上の領収書には収入印紙の貼付が義務づけられ」及び「200円の収入印紙を貼る。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （貼付のみで良いかのように誤解する。）	3-(3)		
31	153	14 － 15	また、金融機関を介さずにコンビニエンスストアの窓口で相手先に振り込む方法もある。	生徒にとって理解し難い表現である。 （153ページ8行目から9行目の記述に照らして、「金融機関を介さず」とする理由が分からない。）	3-(3)		
32	154	囲み	「ＩＣカード型電子マネー」の「③ICカードから代金が減」の右の文字	誤植である。	3-(2)		
33	155	9 － 10	各通信会社の専用画面でＩＤとパスワード、暗証番号を入力することで支払いができる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （記述の方法のみであるかのように誤解する。）	3-(3)		
34	155	囲み	「キャリア決済」の図の全体	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （記述の内容のみであるかのように誤解する。）	3-(3)		
35	159	側注③	あるコンビニエンスストアで、税込100円の商品を３個購入すると…支払金額が増えてしまうという現象を発生させてしまった事例である。	生徒にとって理解し難い表現である。 （文意が理解し難い。）	3-(3)		
36	169	4	製造単価 以下、169ページ7行目「製造単価」も同様。	表記が不統一である。 （168ページ5行目「製品単価」）	3-(4)		
37	186	7 － 8	希望する利回りになるような株価…注文方式を指値という。 以下、186ページ9行目「指値＝…」の式も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （断定的に過ぎる。）	3-(3)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 106-121		学校 高等学校		教科 商業	種目 ビジネス基礎	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定
	ページ	行				
1	4	囲み	「わたしとビジネス」の5行目「YouTuber」 以下、24ページ側注の写真の「UNIQLO」, 85ページ囲み「24時間営業できま	特定の営利企業及び商品等の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
			すか?」の写真の「7-ELEVEN」, 158ページ右段18行目, 右段21行目「YouTube」, 158ページ上囲みの1行目, キーワード, 159ページ右下写真の説明文8行目「YouTuber」も同様。			
2	5	囲み	「各ページの構成」の図書のページの表示「22」「23」	生徒にとって理解し難い表現である。 (図書のページの表示と異なる。)	3-(3)	
3	12	20 - 21	会計分野では、会社の活動を一定のルールのもとで記録するための技術である簿記のしくみを学びます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (会計分野が「簿記のしくみ」のみを学ぶかのように読める。)	3-(3)	
4	18	10 - 12	左段「上場企業は四半期、つまり年4回報告書を提出しますので、企業に向いて書類のチェックを行います。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (四半期の報告書が何か分からない。)	3-(3)	
5	20	側注	「キーワード」の「すべての人は消費者であるということが出来ます。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (文意が理解し難い。)	3-(3)	
6	23	囲み	「A I とビジネス」の右段2行目「0から1を生み出す」	生徒にとって理解し難い表現である。 (文意が理解し難い。)	3-(3)	
7	24	囲み	「外国人観光客との共生」の1行目「日本を訪れる外国人の数が増えています。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (文意が理解し難い。)	3-(3)	
8	30	15 - 3	左段15行目から右段3行目「子どもの頃から…ストッパー機能です。」 以下、31ページ左段15行目から左段20行目「新型コロナウイルスの影響で…	生徒にとって理解し難いである。 (文意が理解し難い。)	3-(3)	
			感じます。」, 31ページ右段2行目から右段8行目「台湾と……しれませんね。」も同様。			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 106-121		学校 高等学校		教科 商業	種目 ビジネ	基礎	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基準	判 定	
	ページ	行					
9	31	15	左段「新型コロナウイルス」 以下、31ページ左段17行目から左段18行目「新型コロナウイルス」、右段16行目「コロナ」も同様。	表記が不統一である。 (24ページ囲み「外国人観光客との共生」の9行目から10行目「新型コロナウイルス感染症」)	3-(4)		
10	63	囲み	「音楽著作権管理のビジネス」の1行目から4行目「音楽の著作権管理は…新規参入した企業には注目が集まりました。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (民間企業が行うことができるようになった理由、独占的な体制が何か分からないため文意が理解し難い。)	3-(3)		
11	79	囲み	「流通の流れと機能」の図の「流通業者」の全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (79ページ5行目及び側注②の流通業者の記述と整理がされておらず理解し難い。)	3-(3)		
12	86	囲み	「六次産業の取り組み」の全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (メーカーと六次産業化との関係について整理がされておらず理解し難い。)	3-(3)		
13	87	6 - 7	品質だけでは他社の商品と差別化がはかれないため、モノとサービスを組み合わせる試みも増えています。 以下、87ページ側注②も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (サービス業との関係が分からない。)	3-(3)		
14	97	側注	「卸売業者の種類」の図の「産地卸売業者」「仲卸売業者」	生徒にとって理解し難い表現である。 (本文の記述と整理がされておらず理解し難い。)	3-(3)		
15	101	囲み	「1. 電子商取引の拡大と…」の左段6行目から右段1行目「2024年には…物が運べなくなる」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「物が運べなくなる」の文意が理解し難い。)	3-(3)		
16	103	表	「金融機関の分類」の「協同組織金融機関」の「漁業共同組合」の「共」	誤記である。	3-(2)		
17	117	囲み	「副業ってなに?」の「副業者数の推移」のグラフの全体	生徒にとって理解し難いグラフである。 (グラフの数値の根拠が分からない。)	3-(3)		
18	140	10	企業間もない企業に投資	生徒にとって理解し難い表現である。 (文意が理解し難い。)	3-(3)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 106-121		学校 高等学校		教科 商業	種目 ビジネス基礎	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定	
	ページ	行					
19	142	囲み	「決算書ってなに?」の表題及び2行目，4行目の「決算書」 以下，142ページ囲み「簿記の目的」の吹き出し1行目，3行目，4行目から5	生徒にとって理解し難い表現である。 (142ページ1行目「財務諸表」，5行目「財務諸表(決算書)」と表記が整理されておらず理解し難い。)	3-(3)		
			行目の「決算書」も同様。				
20	142	囲み	「決算書ってなに?」の2行目から4行目「「簿記」の最終的な目的は…判断することにあります。」 以下，142ページ5行目から7行目「帳	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。)	3-(3)		
			簿に記録…財務諸表の作成にあります。」，囲み「簿記の目的」の全体も同様。				
21	148	3 － 6	一定規模以上のビジネスを行う法人は…仕入れなどの際に支払っている消費税を引いた分を納めます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (消費税の納税義務について)	3-(3)		
22	153	20 － 22	フリーランスとは，特定の企業や団体に所属せず…個人事業主のことです。 以下，152ページ「雇用制度の比較」の表の「フリーランス」の行も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (非正規雇用に含める理由が分からない。)	3-(3)		
23	157	1	これだけは知っておきたい労働基準法 以下，157ページ右段3行目「これだけは知っておきたい」も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。)	3-(3)		
24	157	図	「3. 労働時間，休憩，休日」の4月のカレンダーの「31」	誤記である。	3-(2)		
25	158	16 － 2	左段16行目から右段2行目「この二つの前提のもとで…道具ではないでしょうか。」 以下，159ページ左段1行目から左段15	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。	2-(13)		
			行目「金利と複利の考え方」の全体，159ページ左段16行目から右段11行目「投資とギャンブルってどう違う?」の全体，159ページ囲み「MESSAGE TO STUDENTS」の全体，159ページ右下写				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 106-121		学校 高等学校		教科 商業	種目 ビジネス基礎	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定	
	ページ	行					
			真の説明文の5行目から6行目「インターネット上での動画解説でも親しまれた。」，11行目「三姉妹の父親。」も同様。				
26	200	9 － 10	株式を購入したとき，約定代金に加えて証券会社に支払った手数料を取得原価に含め	生徒にとって理解し難い表現である。 （「取得原価」が何か分からず，200ページ13行目の「支払総額」の表記との関係が整理されておらず理解し難い。）	3-(3)		
27	201	3	1株当たり	表記が不統一である。 （200ページ8行目「1株あたり」）	3-(4)		
28	201	6	自己資本	生徒にとって理解し難い表現である。 （「自己資本」が何か分からない。）	3-(3)		
29	201	17	「売買価額＝…」の式の「100円」	生徒にとって理解し難い表現である。 （「100円」が何を示すのか分からない。）	3-(3)		
30	201	18	経過利息	生徒にとって理解し難い表現である。 （「経過利息」が何か分からない。）	3-(3)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 106-124		学校 高等学校		教科 商業	種目 簿記	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準	判 定	
	ページ	行					
1	19	10	この純資産を、本書では、資本(capital)とする。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「資本」とする理由が分からない。)	3-(3)		
2	32	表	「勘定」の表の全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (32ページ7行目「勘定につけられた名称を勘定科目という。」の記述に照らして「勘定科目」の箇所が分からない。)	3-(3)		
3	36	13	資本金	生徒にとって理解し難い表現である。 (「資本金」とする理由が分からない。)	3-(3)		
4	43	15	√	表記が不統一である。 (63ページ「仕訳帳」の「元丁」欄の「✓」)	3-(4)		
5	53	21 - 22	なお、本章でも、第5章の東海商店の例を用いる。(決算日は4月30日とする。)	生徒にとって理解し難い表現である。 (17ページ10行目から14行目「会計期間」の説明及び側注①に照らして理解し難い。)	3-(3)		
6	61	17	資産・負債・資本の各勘定	生徒にとって理解し難い表現である。 (61ページ2行目「資産・負債の各勘定と資本金勘定」と表記が異なる理由が分からない。)	3-(3)		
7	154	囲み	「勘定科目を整理しよう」の「資産の勘定」の「仮払消費税」と「受取商品券」の間の空白	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)		
8	174	7 - 9	間接法で記帳している固定資産を売却した場合は、固定資産を利用した期間の減価償却費を計算し、その金額を減価償却累計額勘定の借方に記入する	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (固定資産を売却する際に、利用した期間の減価償却費を計算するかのように読める。)	3-(3)		
9	207	囲み	「解答」の「①」の「振替伝票(借方)」「振替伝票(貸方)」の「No. 230」, 「②」の「振替伝票(借方)」「振替伝票(貸方)」の「No. 231」, 「出金伝票」の「No. 110」, 「③」の「振替伝票	生徒にとって理解し難い表現である。 (問題文に伝票番号が示されておらず理解し難い。)	3-(3)		
			(借方)」「振替伝票(貸方)」の「No. 232」, 「出金伝票」の「No. 111」, 「④」の「振替伝票(借方)」「振替伝票(貸方)」の「No. 233」, 「入金伝票」の「No. 60」, 「⑤」の「入金				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 106-124		学校 高等学校		教科 商業	種目 簿記	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準	判 定	
	ページ	行					
			伝票」の「No.61」				
10	232 － 233	15 － 10	このときの期末商品棚卸高の金額は、…これを棚卸減耗といい、棚卸減耗損勘定(費用の勘定)で処理する。…これを商品評価損といい、商品評価損勘定(費用の勘定)で処理する。…(借) 仕	学習指導要領に示す内容と客観的に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(17)		
			入 1,500 (貸) 商品評価損 1,500 以下、233ページ側注「Point」の全体も同様。				
11	242	5	繰越商品は「商品」のようにわかりやすく表示する。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「商品」と表示する理由が「わかりやすく」するだけのように誤解する。)	3-(3)		
12	269	13	「資本準備金勘定(資本の勘定)」の「資本の勘定」 以下、274ページ7行目から8行目「繰越利益剰余金勘定(資本の勘定)」，	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (株式会社の勘定科目の区分として「資本の勘定」とするのが一般的であるかのように誤解する。)	3-(3)		
			275ページ11行目「利益準備金勘定(資本の勘定)」の「資本の勘定」，裏見返5「資本の勘定」の「資本準備金」「利益準備金」「配当平均積立金」「新築積立金」「別途積立金」「繰越利				
			益剰余金」も同様。				
13	折込み 1, 2		「仕訳帳」の全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (次ページに繰り越す方法，締め切る方法について説明が無く理解し難い。)	3-(3)		
14	裏見返 4		「当期純損益の計上と剰余金の処分の流れ」の全体	学習指導要領に示す内容と客観的に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(17)		
15	裏見返 5	囲み	「資産の勘定」の「未収利息」の網掛け	誤植である。	3-(2)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 106-125		学校 高等学校		教科 商業	種目 簿記	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定	
	ページ	行					
1	2	上囲み	Step4	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「発展編」にも関わらず、一連の学習において学ぶかのように誤解する。)	3-(3)		
2	11	24 - 26	「財産管理!」「どうして?」「直感だよ!」	生徒にとって理解し難い表現である。 (文意が理解し難い。)	3-(3)		
3	18	3	本書では、この純資産を資本という。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「資本」とする理由が分からない。)	3-(3)		
4	35	21	資本金	生徒にとって理解し難い表現である。 (「資本金」とする理由が分からない。)	3-(3)		
5	46	表	「仕訳帳」の「元丁」欄の全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (仕訳帳の締め切りと元丁欄の記入の関係が分からない。)	3-(3)		
6	65	17 - 18	なお、決算日は5月31日とし、p.55の例1と同じ勘定を用いることとする。	生徒にとって理解し難い表現である。 (14ページ11行目から17行目「会計期間」の説明に照らして理解し難い。)	3-(3)		
7	146	側注①	未償却残高とは、取得原価から減価償却累計額(減価償却費の累計額、→p.249)を差し引いた残額をいう。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (146ページ10行目下の「固定資産の勘定」の貸方の「未償却残高」の求め方であるかのように誤解する。)	3-(3)		
8	163	2 - 3	「記帳にする」の「に」	誤記である。	3-(2)		
9	175	囲み	「解答」の「(1)」の「振替伝票(借方)」 「振替伝票(貸方)」の「No.25」, 「出金伝票」の「No.18」, 「(2)」の「振替伝票(借方)」 「振替伝票(貸方)」の「No.26」, 「(3)」の「出金伝票	生徒にとって理解し難い表現である。 (問題文に伝票番号が示されておらず理解し難い。)	3-(3)		
			」の「No.19」, 「(4)」の「振替伝票(借方)」 「振替伝票(貸方)」の「No.27」, 「入金伝票」の「No.13」, 「(5)」の「入金伝票」の「No.14」, 「(6)」の「振替伝票(借方)」 「振				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 106-125		学校 高等学校		教科 商業	種目 簿記	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準	判 定	
	ページ	行					
			替伝票(貸方)」の「No. 28」				
10	189	側注	この新旧手形交換の仕訳は、手形記入帳の記入と関連します。	生徒にとって理解し難い表現である。 (手形記入帳とどのような関連があるのか分からない。)	3-(3)		
11	234	5 － 6	譲渡人・譲受人のどちらか一方または両方が取引銀行を通じて電子債権記録機関に「譲渡記録」の請求を行う。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「譲受人」が請求する理由が分からない。)	3-(3)		
12	284	9 － 10	「資本準備金勘定(資本の勘定)」の「資本の勘定」 以下、286ページ12行目「繰越利益剰余金勘定(資本の勘定)」の「資本の勘	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (株式会社の勘定科目の区分として「資本の勘定」とするのが一般的であるかのように誤解する。)	3-(3)		
			定」，287ページ17行目「利益準備金勘定(資本の勘定)」の「資本の勘定」，23行目「いずれも資本の勘定」，裏見返9の「資本の勘定」の「資本準備金」「利益準備金」「新築積立金」「				
			別途積立金」「繰越利益剰余金」も同様。				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 106-126		学校 高等学校		教科 商業	種目 簿記	学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定	
	ページ	行					
1	表見返②	上囲み	「簿記の日本への伝来」の6行目から7行目「第二次世界大戦前はフランスやイギリスなどの影響を受けたが」 以下、表見返②世界地図の全体も同様	生徒にとって理解し難い表現である。 (下囲み5行目から6行目「この『帳合之法』はアメリカの商業学校用の簿記の教科書を訳したものである」に照らして理解し難い。)	3-(3)		
			。				
2	前付 vi	囲み	「QRコンテンツについて」の「専用ページにアクセスすることで」	図書の内容と密接な関連を有していない。 (「専用ページ」が示されていない。)	2-(18)		
3	3	図	「経営成績」のグラフの縦軸の「個」	生徒にとって理解し難い表現である。 (簿記における経営成績が数量で示される理由が分からない。)	3-(3)		
4	9	側注③	本書では学習の便宜上、企業の元手となる「資本の項目」を「純資産の項目」と表現している。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「資本の項目」と「純資産の項目」との関係が分からず、「純資産の項目」と表現することにどのような「学習の便宜」があるのか分からない。)	3-(3)		
5	16	9 - 10	ただし、仕入の金額は、すでに販売された商品の分のみを示している。 以下、16ページ側注②、18ページ15行目「すでに販売された商品の分」も同	生徒にとって理解し難い表現である。 (「すでに販売された商品の分」が何を示すのか分からない。)	3-(3)		
			様。				
6	16	表	「損益計算書」の「注」の「本書では赤字で記入する例を示す。」 以下、50ページ「精算表」の「注」、195ページ「精算表」の「注」の2行目	生徒にとって理解し難い表現である。 (赤字で記入をする理由が分からない。)	3-(3)		
			、206ページ「損益計算書」の「注」の「本書では赤字で記入する例を示す。」も同様。				
7	17	12 - 13	「貸借対照表による財産計算(財産法)」 「損益計算書による原因計算(損益法)」	生徒にとって理解し難い表現である。 (貸借対照表と財産計算、損益計算書と原因計算の関係が分からない。)	3-(3)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 106-126		学校 高等学校		教科 商業	種目 簿記	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準	判 定	
	ページ	行					
8	19	7	資産等の増減 以下、19ページ11行目、15行目も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (19ページ2行目から3行目「取引」の説明との関係が整理されておらず理解し難い。)	3-(3)		
9	79	8 - 9	庶務係への小口現金の支給は、毎月(毎週)の初めに一定期間に必要な一定の見積額を前渡しし 以下、79ページ11行目下の図「①一定	生徒にとって理解し難い表現である。 (79ページ9行目から10行目「月末(週末)に会計係に報告した分だけ現金を補給」しており、毎月(毎週)初めに前渡しをする理由が分からない。)	3-(3)		
			金額の前渡し」、79ページ囲み「①毎月(毎週)の初めに一定金額の前渡し(前渡しの記帳)」も同様。				
10	84	上吹き出し	重要な勘定科目は赤字で示しているよ。 。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「重要な勘定科目」の基準が分からない。)	3-(3)		
11	89	2	売上原価 以下、89ページ6行目「仕入原価」、11行目下囲み「商品」勘定の貸方「売上商品の原価(売上原価)」、同囲み吹	生徒にとって理解し難い表現である。 (表記方法が整理されておらず理解し難い。)	3-(3)		
			き出し「売上原価」、囲み「分記法と3分法の勘定の違い」の「商品」勘定の貸方「売上商品の原価(売上原価)」も同様。				
12	95	図	青色と赤色の液体の図の全体 以下、95ページ中吹き出し「量が異なる2つを混ぜちゃった!」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (中吹き出しの3行目から6行目「移動平均法では、単価が異なる場合でも、まずその商品の金額を合計するんだね。」に照らして理解し難い。)	3-(3)		
13	131	15 - 17	従業員が負担すべき所得税や社会保険料…これを源泉徴収といい	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (源泉徴収制度について)	3-(3)		
14	132	23 - 24	社会保険事務所に現金で納付した。	不正確である。	3-(1)		
15	132	側注①	健康保険や厚生年金保険などの社会保険料の…企業がその半額を負担することになっている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (すべての社会保険料について企業が半額を負担するかのよう読める。)	3-(3)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 106-126		学校 高等学校		教科 商業	種目 簿記	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定
	ページ	行				
16	149	5 － 8	一方、建物の増築や改築などのように、…固定資産の帳簿価額に加える。 以下、149ページ12行目から13行目「ただし、…支出である。」、側注②の	学習指導要領に示す内容と客観的に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(17)	
			全体も同様。			
17	149	19 － 20	建物や土地の賃貸借契約を結ぶ場合、普通、固定資産の所有者に対して敷金や保証金を支払ったり	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。)	3-(3)	
18	172	上囲み	リード「決算にあたって修正する手続(決算整理事項)」	生徒にとって理解し難い表現である。 (172ページ8行目から9行目「この修正手続を決算整理といい、そのための仕訳を決算整理仕訳という。そして、決算整理に必要な事柄を決算整理事項という。」の記述と整理されておらず理解し難い。)	3-(3)	
19	180	下吹き出し	「貸し倒れは、売掛金だけではなく受取手形や電子記録債権」の「電子記録債権」及び側注①「p.320参照。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (電子記録債権及び参照先は発展的な学習内容であり、すべての生徒が学習するとは限らない。)	3-(3)	
20	185	側注②	税法では1円を残して償却できる。	生徒にとって理解し難い表現である。 (185ページ側注①の記述との関係が分からない。)	3-(3)	
21	268	上吹き出し	5行目から6行目「また、インターネットなどで「企業会計原則注解5」と検索して、前払費用について調べてみよう!」	生徒が自ら活動を行えるよう適切な配慮がされていない。 (「企業会計原則注解5」及び検索結果の活用について説明が不足している。)	2-(14)	
22	283	表	「本店貸借対照表」の「貸倒引当金」，「建物減価償却累計額」，「備品減価償却累計額」及び各金額 以下、283ページ「支店貸借対照表」	生徒にとって理解し難い表現である。 (第Ⅶ編第2章までの記述に照らして「貸倒引当金」「建物減価償却累計額」「備品減価償却累計額」を負債の項目として表示する理由が分からず、どのような「学習の便宜」があるのか分からない。)	3-(3)	
			の「貸倒引当金」，「備品減価償却累計額」及び各金額、283ページ側注①の全体、284ページ「合併貸借対照表」の「貸倒引当金」，「建物減価償却累計額」，「備品減価償却累計額」及			
			び各金額、286ページ「貸借対照表」の「貸倒引当金」，「建物減価償却累計額」，「備品減価償却累計額」及び各金額、287ページ「本店貸借対照表」，「支店貸借対照表」の「貸倒引当			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 106-126		学校 高等学校		教科 商業	種目 簿記	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定
	ページ	行				
			金」，「備品減価償却累計額」及び各金額，289ページ「本店貸借対照表」，「支店貸借対照表」の「貸倒引当金」，「備品減価償却累計額」及び各金額も同様。			
23	292	16	ソフトウェアの購入やインストールが不要なクラウド会計システム	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (クラウド会計システムは利用に伴う費用が発生しないかのように誤解する。)	3-(3)	
24	295	6	摘要欄に必要事項を入力	生徒にとって理解し難い表現である。 (295ページ6行目下の図に「摘要欄」は無く，また「必要事項」が何か分からない。)	3-(3)	
25	295	下吹き出し	ローマ字で入力したい…勘定科目だけが表示されるよ。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (すべての会計ソフトウェアの機能であるかのように誤解する。)	3-(3)	
26	裏見返 ⑨⑩	囲み	「資産の勘定」の「電子記録債権」「クレジット売掛金」「役員貸付金」「仮払法人税等」，「負債の勘定」の「電子記録債務」「未払配当金」「未払法人税等」「役員借入金」，「純資産	学習指導要領に示す内容と客観的に区別されておらず，また，発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(17)	
			の勘定」の「資本準備金」「利益準備金」「新築積立金」「減債積立金」「配当平均積立金」「別途積立金」「繰越利益剰余金」，「費用の勘定」の「電子記録債権売却損」「創立費」「開			
			業費」「株式交付費」，「その他の勘定」の「法人税等」「(法人税，住民税及び事業税)」			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 106-127		学校 高等学校		教科 商業	種目 簿記	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定
	ページ	行				
1	表見返 2	囲み	「決算でやること」の最下部の「次期」 以下、64ページ8行目から9行目「決算の手続きは決算日当日にすべておこな	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (会計期間を超えて次期に決算手続きを行うかのよう に読める。)	3-(3)	
			うのではなく、決算日以降にもおこな います。」も同様。			
2	2	3 - 4	この活動を帳簿というノートに記録・ 計算・整理して、報告するまでの手続 き 以下、2ページ囲み「簿記とは」の右	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「報告」が簿記の活動と誤解する。)	3-(3)	
			上の「報告」及び右下の「記録と報告 までの手続き」の「報告」、3ページ8 行目「さまざまな人たちに報告します 。」、3ページ12行目「利害関係者に 報告します。」、3ページ囲み「簿記			
			の目的」の右下「財政状態と経営成績 を明らかにし、報告すること」も同様 。			
3	10	上吹き 出し	純資産は資本という場合もある	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「純資産」と「資本」が同一であるかのよう に誤解する。)	3-(3)	
4	36	6	勘定科目名	表記が不統一である。 (37ページ10行目「勘定科目」)	3-(4)	
5	66	中吹き 出し	解説の便宜上、3月31日までの1か月で 決算をおこないます。	生徒にとって理解し難い表現である。 (64ページ6行目から7行目の記述に照らして、「3月 31日までの1か月で決算を」行う理由が分からず、「 解説の便宜」が理解し難い。)	3-(3)	
6	90	中吹き 出し	2行目から3行目「当座預金には、預金 利子につかない…商売人のための預金 口座といわれています。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (預金利子につかないことが商売人のためとなる理 由が分からず、断定的に記述をする理由が分からな い。)	3-(3)	
7	91	7	引き落としによる引き出し	生徒にとって理解し難い表現である。 (文意が理解し難い。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 106-127		学校 高等学校		教科 商業	種目 簿記	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定	
	ページ	行					
8	91	下吹き出し	「ただちに」という言葉は、「同時に2つの取引をおこなった」ことを意味します。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。)	3-(3)		
9	104	囲み	「返品と値引き」の「値引き」のイラストの全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (仕入先が値段を決める理由が分からない。)	3-(3)		
10	111	表	「商品有高帳」の「(先入先出法)」の吹き出しの「記入方法」	生徒にとって理解し難い表現である。 (112ページ2行目から3行目では「先入先出法」, 「移動平均法」を「記帳方法」としており関係が分からない。)	3-(3)		
11	118	囲み	「はじめに」の1行目から6行目「商品を仕入れたり、売り渡したりするたびに、…「あれ、おとといの分、ちゃんと支払った?」ということもあるかもしれません。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (金額の間違いや仕訳のし忘れについて、現金での支払いに限ったことであるかのように読める。)	3-(3)		
			以下、118ページ囲みの上のイラストも同様。				
12	156	囲み	「はじめに」の5行目から6行目「貸付金」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (第17章で貸付金に対する処理を扱うかのように読める。)	3-(3)		
13	158	4	販売しようします。 以下、158ページ11行目「販売しようします。」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (文意が理解し難い。)	3-(3)		
14	178	表	「仕訳帳」の12月31日の「(仕入)」の行の元丁欄「11」	表記が不統一である。 (180ページ囲み「総勘定元帳の締め切り」の「仕入」勘定の勘定口座の番号「10」)	3-(4)		
15	179	表	「仕訳帳」の合計欄「貸方」「借方」の金額「15,388,000」	不正確である。	3-(1)		
16	180	囲み	「総勘定元帳の締め切り」の「資本金」勘定 以下、181ページ「例2」の「資本金」勘定、187ページ「資本金」勘定も	生徒にとって理解し難い表現である。 (71ページ囲み「帳簿の締め切り」の記述に照らして理解し難い。)	3-(3)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 106-127		学校 高等学校		教科 商業	種目 簿記	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定	
	ページ	行					
			同様。				
17	182	上吹き出し	貸倒引当金は…便宜上、貸方に記載します。	生徒にとって理解し難い表現である。 (181ページ「貸倒引当金」勘定は貸方に残高があり、「便宜上」が何を示すのかが分からない。)	3-(3)		
18	184	表	「貸借対照表」の「⑤」及び「{」の線	生徒にとって理解し難い表現である。 (185ページ囲みの「⑤」の説明文との関係が理解し難い。)	3-(3)		
19	202	左中囲み	「データ入力（手作業）」の「帳ひょう」	表記が不統一である。 (201ページ15行目「証ひょう」)	3-(4)		
20	202	右中囲み	「簡易帳簿の自動作成」の全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (「入力支援用の簡便的な帳簿」が何か分からず、「売掛金元帳」，「現金出納帳」が該当する理由が分からない。)	3-(3)		
21	203	表	「3 会計ソフトウェアを利用するメリット」の表の「①」中の「計算作業」	表記が不統一である。 (203ページ「3 会計ソフトウェアを利用するメリット」の表の「①」の説明文の1行目「集計作業」)	3-(4)		
22	203	表	「3 会計ソフトウェアを利用するメリット」の表の「③」の説明文の1行目から2行目「会計ソフト」 以下，「4 会計ソフトウェアを利用するデメリット」の表の「①」，「②」，「③」の説明文の1行目「会計ソフト」も同様。	表記が不統一である。 (203ページ1行目及び4行目「会計ソフトウェア」)	3-(4)		
23	203	表	「4 会計ソフトウェアを利用するデメリット」の表の「②」の説明文の2行目「決算書」	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明が無く理解し難い。)	3-(3)		
24	204	図	8行目下の「納品書」の郵便番号「520-0037」「543-0042」 以下，205ページ3行目下の「納品書(控)」，212ページ間3(1)の「納品書」	生徒にとって理解し難い表現である。 (住所と郵便番号が対応しておらず理解し難い。)	3-(3)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 106-127		学校 高等学校		教科 商業	種目 簿記	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準	判 定	
	ページ	行					
			， 213ページ間3(2)の「納品書(控)」， 370ページ「4日」の「納品書」， 「6日」の「納品書(控)」， 371ページ「11日」の「納品書」， 372ページ「18日」の「納品書(控)」も同様。				
25	204	図	「例6」の「表示例」の画面上部の「Excel」 以下， 205ページ「例7」の「表示例」の画面， 206ページ「例8」及び「例9	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)		
			」の「表示例」の画面， 207ページ「例10」の「表示例」の画面， 208ページ及び209ページの表示例の画面， 210ページの表示例の画面の「Excel」も同様。				
26	204	図	「(1) 納品書による仕訳入力」の「表示例」の全体 以下， 205ページ「(2) 納品書 (控)による仕訳入力」の「表示例」の全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (本文との関係が整理されておらず， 入力内容の説明が不足しており理解し難い。)	3-(3)		
			， 206ページ「① 小切手の振り出し」の「表示例」の全体， 206ページ「② 小切手の受け取り」の「表示例」の全体， 207ページ「(4) 領収書による仕訳入力」の「表示例」の全体も同				
			様。				
27	206	図	「例9」の「小切手」 以下， 213ページ下段「(4)」の「小切手」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (控えが付いた小切手を受け取る理由が分からない。)	3-(3)		
28	207	図	8行目下の領収書「電話：077-523-****」 以下， 213ページ「(5)」， 370ページ「3日」， 371ページ「12日」の「××	生徒にとって理解し難い表現である。 (住所と市外局番が対応しておらず理解し難い。)	3-(3)		
			ホテル」の領収書も同様。				
29	215	リード	クレジット売掛金や電子記録債権・債務 以下， 227ページ「はじめに」， 234ページ囲み「クレジット売掛金による取	学習指導要領に示す内容と客観的に区別されておらず， また， 発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(17)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 106-127		学校 高等学校		教科 商業	種目 簿記	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定	
	ページ	行					
			引」の全体, 235ページ「電子記録債権・電子記録債務のまとめ」の全体, 236ページ「第2 2章で学習した勘定科目」の「クレジット売掛金」「電子記録債権」「電子記録債務」「電子記				
			録債権売却損」, 249ページ「考えてみよう」の全体も同様。				
30	230	囲み	「電子記録債権・電子記録債務の仕組み」の全体及び側注の上の吹き出しの全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明が不足しており理解し難い。)	3-(3)		
31	236	囲み	「ミニテスト」の「(1)」「(2)」「(3)」「(4)」「(5)」「(6)」「(7)」「(8)」の全体	学習指導要領に示す内容と客観的に区別されておらず, また, 発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(17)		
32	237	囲み	「はじめに」の5行目「いつまでに」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (手形の満期について)	3-(3)		
33	237	囲み	「はじめに」の下のイラストの吹き出し「期日までにきちんと支払ってくださいね」	生徒にとって理解し難い表現である。 (237ページ「はじめに」の上のイラスト「手形で支払っていいかな」との関係が分からない。)	3-(3)		
34	241	下囲み	「手形の裏書きの流れ」の「②手形の裏書き」の手形のイラスト全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (手形の×と○の意味が分からない。)	3-(3)		
35	245	右下囲み	「受取手形…記入します。」の「5/ 1」	生徒にとって理解し難い表現である。 (245ページ「受取手形記入帳」の「てん末」の記述との関係が分からない。)	3-(3)		
36	246	下囲み	「手形のはじまりは?」の左段3行目から6行目「現在、両替という…為替ということばがあてはまると思います。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。)	3-(3)		
37	256	18	手形の遡及義務 以下, 257ページ右下の吹き出しの「手形の遡及義務」も同様。	表記が不統一である。 (256ページ10行目「手形の遡求義務」)	3-(4)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 106-127		学校 高等学校		教科 商業	種目 簿記	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準	判 定	
	ページ	行					
38	256	19 － 20	偶発債務は、手形の裏書きや割り引きをしたときに、保証債務という負債として時価で計上します。	生徒にとって理解し難い表現である。 （256ページ18行目から19行目「手形の…該当します。」との関係が整理されておらず、「時価」が何か分からない。）	3-(3)		
39	270	左下吹き出し	株式を発行する側の処理は第33章で学習します。	生徒にとって理解し難い表現である。 （株式を発行する側の処理及び参照先は発展的な学習内容であり、すべての生徒が学習するとは限らない。）	3-(3)		
40	308	2 － 3	消耗品とは…「すぐに使用してしまうもの」のことです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （記述の内容のみであるかのように誤解する。）	3-(3)		
41	315	中吹き出し	問題文に…指示が与えられます。	生徒にとって理解し難い表現である。 （実務に照らして記述の意味が分からない。）	3-(3)		
42	330	囲み	「損益計算書」の全体、吹き出し「下の区分で当期純利益を計算します。」 以下、330ページ7行目「①の区分とは」、8行目から9行目「商品売買以外の	生徒にとって理解し難い表現である。 （損益計算書に示されておらず作成方法が分からない。）	3-(3)		
			…締め切ります。」も同様。				
43	350	囲み	「はじめに」の9行目「固定資産 x x ／現金 x x」の「固定資産」	生徒にとって理解し難い表現である。 （148ページから149ページの「固定資産の購入」の記述に照らして「固定資産」とする理由が分からない。）	3-(3)		
44	350	2 － 4	株式会社とは「よい商品やアイデアはあるが、お金がない。…資金を調達するという形態の企業です。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （記述の内容が株式会社にのみ当てはまるかのように誤解する。）	3-(3)		
45	353	上吹き出し	3行目「「会社法で認められる…」という指示があるとき」	生徒にとって理解し難い表現である。 （誰から指示があるのか分からない。）	3-(3)		
46	370 － 373		「総合的な記帳問題 1」の全体	生徒が自ら活動を行えるよう適切な配慮がされていない。	2-(14)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 106-127		学校 高等学校		教科 商業	種目 簿記	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準	判 定	
	ページ	行					
47	374	30	「総合的な記帳問題2」の「ヒント 当期純利益 ¥242,200」	生徒にとって理解し難い表現である。 (文意が理解し難い。)	3-(3)		
48	381	4	「会計用語」の「仕入」の「英単語」 「purchases (パーチェスイズ)」	表記が不統一である。 (103ページ側注②「purchase (パーチェス)」)	3-(4)		
49	381	7	「会計用語」の「仕入帳」の「英単語」 「purchases book (パーチェスイズ・ブック)」	表記が不統一である。 (109ページ側注①「purchase book (パーチェス・ブック)」)	3-(4)		
50	381	17	「会計用語」の「約束手形」の「英単語」 「promissory note (プロミソリー・ノート)」	表記が不統一である。 (237ページ側注①「promissory notes (プロミソリー・ノーツ)」)	3-(4)		
51	381	21	「会計用語」の「有価証券」の「英単語」 「securities (セキュリティーズ)」	表記が不統一である。 (270ページ側注①「securities (セキュリティーズ)」)	3-(4)		
52	381	22	「会計用語」の「固定資産」の「英単語」 「fixed assets (フィックスト・アセット)」	表記が不統一である。 (147ページ側注①「fixed asset (フィックスト・アセット)」)	3-(4)		
53	裏見返 4	下囲み	「領収証：代金の支払い ▶86・190ページ」の「領収証」及び図の上部の「領収証」	表記が不統一である。 (190ページ3行目「領収書」)	3-(4)		
54	裏見返 5,6	囲み	「資産の勘定」の「クレジット売掛金」 「電子記録債権」, 「負債の勘定」の「電子記録債務」, 「純資産(資本)の勘定」の「資本準備金」 「利益準備金」 「新築積立金」 「別途積立金」	学習指導要領に示す内容と客観的に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(17)		
			「繰越利益剰余金」, 「費用の勘定」の「創立費」 「開業費」 「株式交付費」, 「その他の勘定」の「法人税等」				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 106-128		学校 高等学校		教科 商業	種目 情報処理	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定	
	ページ	行					
1	11	7 － 10	予約システムでは、全国の予約窓口にある端末装置やインターネットを利用したパソコンからの問い合わせに対して、即座に予約の可否を判断し、予約可能であれば指定席券などの発行を行	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （予約システムの利用が窓口にある端末とインターネットに接続したパソコンのみで予約可能のように読める。）	3-(3)		
			う。				
2	14	側注	④センサー p. 15 16行目 「センサー」 p. 15 下図 「センサー」 p. 322 左段下「センサ」	表記が不統一である。	3-(4)		
3	22	側注	③正式名称は「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」。	誤りである。	3-(1)		
4	45	33 － 34	46,080,000（ビット）÷8（ビット） =5,760,000B（バイト）=5.76MB（メガバイト）	相互に矛盾している。 （1,000ベースで計算しているが、その説明がないため分からない可能性がある。）	3-(1)		
5	55	20	コンピュータが直接実行できる0と1のみで表現されており	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （プログラムは「実行」というが、その他画像データなどは「実行」といわないため誤解する。）	3-(3)		
6	56	表	↓拡張子一覧表（1） jpg 圧縮されているので画質は劣化する。 png 劣化することなく圧縮して	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （圧縮することが劣化するように読める。）	3-(3)		
7	65	図中右	3 ポート番号の図 WWWサーバ ポート番号11で送るよ メールサーバ ポート番号22で送るよ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （ポート番号11と22は、特定のサービスで予約されているため誤解する。）	3-(3)		
8	72	左中図	↑WWWサーバのフォルダの階層構造 「http://www.nihon-ss.co.jp	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)		
9	74	中図	メールアドレス「midori@nihon-ss.co.jp」	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 106-128		学校 高等学校		教科 商業	種目 情報処理	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定
	ページ	行				
10	88	側注	④特定の機種でしか表示されない文字のことで、スマートフォンやタブレットなどの絵文字なども含まれる。	誤りである。 (絵文字は機種依存文字ではない。)	3-(1)	
11	96	22 - 28	おもな生体認証	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (主な生体認証に指紋認証が含まれていない。)	3-(3)	
12	100	側注	②このように感染させられたコンピュータをボットネットといい、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ボットネットは感染したコンピュータで構成されるネットワークのこのため誤解する。)	3-(3)	
13	101	9	USBメモリ p.101 右上図 「USBメモリー」	表記が不統一である。	3-(4)	
14	137	下囲み	RANK関数 例 =RANK(D4, \$D\$4:\$D\$7, 0) 注 ・ソフトウェアのバージョンによっては、「=RANK.EQ(D4, \$D4:\$D\$7, 0)」と入力する場合もある。	相互に矛盾している。 (例では「\$D\$4:\$D\$7」の絶対参照だが、注では「\$D4」と複合参照になっている。)	3-(1)	
15	146	上囲み	HLOOKUP関数の書き方 検索値～検索する範囲の1行目(2行目)から検索し、…数えて2行目(3行目)の値を返す。	不正確である。 (「(2行目)」, 「(3行目)」)	3-(1)	
			裏見返 資料5 HLOOKUP 関数の意味 検索値…検索する範囲の1行目(2行目)から検索し、…数えて2行目(3行目)の値を返す。			
16	148	側注	①「\」は、バックスラッシュと入力すると変換できる。	不正確である。 (「\」はバックスラッシュと入力すると変換できない環境がある。)	3-(1)	
17	151	赤い囲み	注意：条件付き関数 1. 対象範囲と検索条件に項目名(見出し)を含めない。	不正確である。 (「検索条件」)	3-(1)	
18	160	9	②「種目合計」は、各列の合計を求める。	不正確である。 (解答では各列上位3名の合計になっている。)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 106-128		学校 高等学校		教科 商業	種目 情報処理	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定	
	ページ	行					
19	165	上囲み	FORECAST関数	生徒にとって理解し難い表現である。 (FORECAST関数はその関数は古く利用が非推奨で、今は別名の関数を使う。)	3-(3)		
20	205	側注	Question 並べ替えのキーを「曜日」にすると、 火→金→月～木となる。	生徒にとって理解し難い表現である。 (表には土日が含まれているが、並べ替えると土日はどうなるかが書かれていない。火曜が2回含まれている。)	3-(3)		
21	220	26 - 28	WHERE 顧客コード= (SELECT 顧客コード FROM 顧客表 WHERE 顧客コード='K09001')	生徒が誤解するおそれのある事例である。 (サブクリエを入れる必要がないため誤解する。)	3-(3)		
22	275	側注	5つ目 送り先の世帯主と受取人が異なる場合は、世帯主に敬称として「様方」…付ける。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「様方」は世帯主と名字が異なる場合に利用するが、「世帯主」以外送るときに常に「様方」を付けるように読める。)	3-(3)		
23	310	図	2 プレゼンテーションソフトウェアの画面構成 「プレースフォルダ」	誤記である。 (「プレースフォルダ」)	3-(2)		
24	320	左段下	IoTエリアネットワーク IoT機器との情報交換をするIoTデバイスとインターネットの仲介をするIoTゲートウェイ間との…	生徒にとって理解し難い表現である。 (IoT機器とIoTデバイスはそれぞれ何を指すか分からない。)	3-(3)		
25	321	左段上	移動体通信規格 (LTE, 5G) 5Gは、10Gbpsでの通信速度を計画している。	不正確である。 (5Gは2020年3月から商用化されている。)	3-(1)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 106-129		学校 高等学校		教科 商業	種目 情報処理	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定	
	ページ	行					
1	13	8 － 11	予約システムでは、全国の予約窓口にある端末装置やインターネットを利用したパソコンからの問い合わせに対して、即時に予約の可否を判断し、予約可能であれば指定席券などの発行を行	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (予約システムの利用が窓口の端末とインターネットに接続したパソコンのみで予約可能のように読める。)	3-(3)		
			う。				
2	24	側注	③正式名称は「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」	誤りである。	3-(1)		
3	47	9 － 10	46,080,000 (ビット) ÷ 8 (ビット) =5,760,000B (バイト) =5.76MB (メガバイト)	相互に矛盾している。 (1,000ベースで計算しているが、その説明がないため分からない可能性がある。)	3-(1)		
4	56	表	▲拡張子一覧表 (1) jpg 圧縮されているので画質は劣化する。 png 劣化することなく圧縮して	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (圧縮することが劣化するように読める。)	3-(3)		
5	68	左中図	▲WWWサーバのフォルダの階層構造 「http://www.nihon-ss.co.jp	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)		
6	70	中図	メールアドレス「midori@nihon-ss.co.jp」	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)		
7	79	側注	⑤特定の機種でしか表示されない文字のことで、スマートフォンやタブレットなどの絵文字なども含まれる。	誤りである。 (絵文字は機種依存文字ではない。)	3-(1)		
8	86	17 － 23	おもな生体認証	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (主な生体認証に指紋認証が含まれていない。)	3-(3)		
9	88	側注	①このような感染されたコンピュータをボットネットといい、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ボットネットは感染したコンピュータで構成されるネットワークのこのため誤解する。)	3-(3)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 106-129		学校 高等学校		教科 商業	種目 情報処理	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定	
	ページ	行					
10	89	側注	ガンプラーなどがある。	誤記である。 （「ガンプラー」）	3-(2)		
11	116	囲み	例題3-4の説明 2行目 3年分の来場者数を集計し、2024年の 各分類の来場者数が2024年の合計に占 める割合…	相互に矛盾している。 （割合の計算式、「処理結果」の表、「処理結果」 に対する吹き出しの説明では「2026年」になってい る。）	3-(1)		
12	119	下囲み	RANK関数 例 =RANK(D4,\$D\$4:\$D\$7,0) 注 ・ソフトウェアのバージョンによ っては、「=RANK.EQ(D4,\$D4:\$D\$7, 0)」と入力する場合もある。	相互に矛盾している。 （例では「\$D\$4:\$D\$7」の絶対参照だが、注では「\$D4 」と複合参照になっている。）	3-(1)		
13	128	囲み	HLOOKUP関数の書き方 検索値…検索する範囲の1行目（2行目 ）から検索し、…数えて2行目（3行目 ）の値を返す。	不正確である。 （「（2行目）」,「（3行目）」）	3-(1)		
14	130	囲み脚注	①「\」は、バックスラッシュと入力 すると変換できる。	不正確である。 （「\」はバックスラッシュと入力すると変換でき ない環境がある。）	3-(1)		
15	133	茶囲み	注意：条件付き関数 1. 対象範囲と検索条件に項目名（見 出し）を含めない。	不正確である。 （「検索条件」）	3-(1)		
16	142	14	②「種目合計」は、各列の合計を求め る。	不正確である。 （解答では各列上位3名の合計になっている。）	3-(1)		
17	206	側注	②頭語が謹啓のとき、結語は敬具でも よい。 p.181 側注③ 頭語 謹啓	相互に矛盾している。 （「謹啓」の結語に「敬具」は含まれていない。）	3-(1)		
			結語 謹言・謹白				
18	213	側注	「教えて先生」の5つ目 送り先の世 帯主と受取人が異なる場合は、世帯主 に敬称として「様方」、…付ける。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「様方」は世帯主と名字が異なる場合に利用する が、「世帯主」以外全員に「様方」を付けるように 読める。）	3-(3)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 106-129		学校 高等学校		教科 商業	種目 情報処理	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準	判 定	
	ページ	行					
19	250	図	2 プレゼンテーションソフトウェアの画面構成 「プレースフォルダ」	誤記である。 （「プレースフォルダ」）	3-(2)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 106-130			学校 高等学校	教科 商業	種目 情報処理	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定
	ページ	行				
1	6	14 － 15	この表から次のようなグラフを作成すると、	生徒が誤解するおそれのある表，グラフである。 （表にあるデータでは，p.7のグラフは作成できないため誤解する。）	3-(3)	
2	30	側注	CMYK 印刷では，色の原色であるCMYを重ねても p.50 側注①	相互に矛盾している。	3-(1)	
			プリンタは色の三原色（CYM）と黒（K,Key plateの略）・・・			
3	32	21	フィッシング詐欺とは，加害者が実際する企業などを装い，	誤記である。 （「実際」）	3-(2)	
4	34	15 － 19	なお，このような権利侵害が生じた場合，被害者は裁判所をとおしてプロバイダなどに発信者情報開示請求をすることにより，発信者を特定できる場合がある。「インターネットに発信した	不正確である。 （上付き②の位置。）	3-(1)	
			情報の発信元は，匿名なので絶対に誰にも漏れない」と考えることは妥当ではない。②（上付き）			
5	49	18 － 19	ブラウン管を用いたものや，液晶を用いたものなどがある。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （ブラウン管のディスプレイは現在ほぼ利用されていないため誤解する。）	3-(3)	
6	53	2	インタフェースとは，機器と機器の接点のことである。	生徒にとって理解し難い表現である。 （インタフェースは接点だけでなく，パソコンと周辺機器とを接続するときの規格または装置のことであるため，「接点」というだけではわからない。）	3-(3)	
7	77	囲み	abcdef.co.jp	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
8	80	中図	◆光回線を用いた機器のインターネット接続の例	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （VDSLの説明がないため，VDSLについて誤解する。）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 106-130		学校 高等学校		教科 商業	種目 情報処理	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定	
	ページ	行					
9	82	側注	③Global Information Systemの略	誤りである。 (「Global」)	3-(1)		
10	101	グラフ	情報漏えいの原因(2018年)の引用 JSNA「2018年 情報セキュリティインシデントに関する調査報告書」	誤りである。 (「JSNA」)	3-(1)		
11	101	グラフ	情報漏えいの原因(2018年)の引用 JSNA「2018年 情報セキュリティインシデントに関する調査報告書」	「情報セキュリティインシデントに関する調査報告書」は、最新のものをを用いておらず、学習上の支障を生ずるおそれがある。 (2022年度版がある。)	2-(11)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 106-122		学校 高等学校		教科 商業	種目 ビジネス・コミュニケーション	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準	判 定	
	ページ	行					
1	17	10	他部署の人にも忘れないようにする。	生徒にとって理解し難い表現である。 （他部署の人に挨拶をする理由、他部署の範囲が分からない。）	3-(3)		
2	26	3	また、足首に力を入れ、膝をまげない。	生徒にとって理解し難い表現である。 （足首に力を入れる歩き方、膝をまげない歩き方が分からない。）	3-(3)		
3	43	側注④	「否定形＋依頼する形」で伝えるとよい。	生徒にとって理解し難い表現である。 （43ページ12行目「〇〇様をお願いできませんでしょうか」の記述との対応が分からない。）	3-(3)		
4	67	囲み	「領収証の作成」の左下の囲みの「収入印紙を貼付する。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （貼付のみで良いかのように誤解する。）	3-(3)		
5	69	7 － 9	また、…小麦などに含まれるたんぱく質のグルテンを摂取しない、グルテンフリーと呼ばれる食習慣を持つ人もおり	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （グルテンを摂取しない理由が食習慣のみであるかのように誤解する。）	3-(3)		
6	162	18	「機種依存文字」の下「p. 113」	生徒にとって理解し難い表現である。 （113ページに「機種依存文字」の記述が無く理解し難い。）	3-(3)		
7	180	24	「 Please」の空白の下線	誤植である。 （179ページ24行目、180ページ3行目に照らして）	3-(2)		
8	裏見返 ⑥	囲み	「オンラインコミュニケーションのルールとマナー」の全体	生徒にとって理解し難い表現である。 （「ルール」と「マナー」を分類する基準が分からない。）	3-(3)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 106-123		学校 高等学校		教科 商業	種目 ビジネス・コミュニケーション	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定
	ページ	行				
1	前付iv	囲み	専用ページにアクセスすることで	図書の内容と密接な関連を有していない。 （「専用ページ」が示されていない。）	2-(18)	
2	23	13 - 14	ただし、何にでも「お」や「ご」をつければよいというわけではないことに注意する。	生徒にとって理解し難い表現である。 （どのようなことに注意をすれば良いのかが分からない。）	3-(3)	
3	32	2 - 3	ここでは、 電話の受け方と	誤植である。 （改行の位置）	3-(2)	
4	33	8 - 9	「担当者がいるかどうかを確認する」 の「いるが」	誤記である。	3-(2)	
5	55	4	「脅威（Treat）」の「Treat」	誤記である。	3-(2)	
6	74	側注①	8行目「ブレインストーミング」	表記が不統一である。 （75ページ1行目「ブレーンストーミング」）	3-(4)	
7	81	側注	「電子会議の一例」の「ウェブ会議」 のイラスト	生徒にとって理解し難い図である。 （ウェブ会議の何を示しているのか分からない。）	3-(3)	
8	86	グラフ	「海外の日系企業総数の推移」の全体	最新のものをを用いておらず、学習上の支障を生ずるおそれがある。	2-(11)	
9	114	7 - 8	出入国カードや税関申告書に個人情報 を記入しておき	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （個人情報のみを記入するかのように誤解する。）	3-(3)	
10	裏見返 ⑤⑥	1	日本企業U社の海外でのさまざまな SDGs…り組み	誤植である。 （「SDGs」と「り組み」の間の文字が読めない。）	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。